

指定管理に伴う経費の算定等の基準

1 予算額の算定について

収入及び支出には、指定管理者が実施する全ての管理運営に係る経費を計上する。

(1) 収入 区分は、指定管理料、その他収入及び事業実施に伴う収入並びに利用料金収入等とする。

(2) 支出 区分は、人件費、管理費、事業費及び一般管理費（本部経費及び利益相当額）とし、その内容は、次のとおりとする。

ア 人件費 施設の管理運営を行う人員に係る経費（給与、賞与、時間外手当、法定福利費等）

イ 事業費 事業実施に必要となる経費

ウ 管理費 施設の管理に係る経費（各種業務の委託料、光熱水費、通信運搬費、修繕料、物品等購入代金、消費税納税額等）

エ 一般管理費 $\{ \text{人件費} + \text{事業費} + (\text{管理費} - \text{消費税納税額}) \} \times \text{一般管理費率}$
一般管理費率は、7%とする。

(ア) 本部経費 本部機能の維持に要する費用。ただし、本部経費の算定が困難な場合は、0円としてもよい。

(イ) 利益相当額 一般管理費の額から本部経費を除いた額

2 経費の執行について

(1) 指定管理に伴う経費の会計は、独立した区分経理を行い、指定管理者が行う他の事業等に係る会計に資金を流用してはならない。

(2) 指定管理者の支出に係る経費は、区分ごとに経理し、異なる区分間の流用は認めない。

また、管理費のうち、光熱水費、通信運搬費、修繕料及び備品購入代金の流用も原則禁止とする。ただし、特別の理由があると認める場合には、異なる区分間又は管理費のうち流用禁止経費の流用を認めることができる。

3 決算書の作成について

会計年度の終了に伴い、指定管理者は実績に基づき収支決算書を作成する。

一般管理費の決算額は、各区分の決算額を、1 (2) エに定める計算式に適用して算定するものとする。

4 精算額等について

予算額と決算額を比較して、減額となった収入分並びに人件費、事業費及び管理費のうち増額となった分は、指定管理者の負担とする。ただし、特別の理由があると認める場合は、協議によることができる。

また、予算額と決算額を比較して、増額となった収入分及び減額となった支出分は、次のとおり処理する。

(1) 増額となった収入分について

収入額（指定管理料を除く。）の決算額が、支出額の決算額のうち、一般管理費の決算額を超えるときは、その超えた額の1/2を納付させる。

(2) 減額となった支出分について

支出の区分ごとに予算額と比較して、減額となった支出分の合計額を精算させる。ただ

し、管理費の決算額のうち、指定管理者の経営努力による経費節減等により減少したと認められる分については、精算の対象から除くものとする。